

一宮市の火災ごみについて

1. 制度概要

市内で発生した火災ごみについては、ごみ処理手数料を減免し無料で、市の環境センター等へ搬入することができます。ただし、建物については主に住居用の建物に限り、動産については事業用の物以外に限ります。

搬入可の例：住宅、アパート、マンション、店舗付住宅の住宅部分、家財道具
搬入不可の例：店舗、工場、事業用の物

※市の指示を守らない場合は、搬入をお断りします。

2. 申請方法

環境部施設管理課（0586-48-5383）へお電話ください。

り災者様と解体業者様（建物の解体を解体業者様へ依頼する場合）の立会いの上、市の職員による火災現場の現地確認及び搬入指導を行います。

立会い時に申請書を記入していただきます。その際、り災証明書（写し可）の提出が必要となりますので、事前にご準備ください。

3. 搬入について

(1) 搬入方法

ア 裏面のとおり4種類に分別し、ごみの内容が分かる状態（フレコンバッグに入れるなど、中身が確認できない状態は不可）で種類別（混載は不可）に車に積んでください。

イ 搬入前に環境部施設管理課（0586-48-5383）へ電話し、り災者名とごみの種類（裏面の番号）を伝えてください。（電話連絡は搬入前に毎回必要です。）

例「〇〇さん宅の火災ごみの①番を約30分後に搬入します。」

ウ 環境センター計量で受付してください。計量職員の指示に従い、所定の場所でごみを降ろしてください。（④番のごみは、環境センターで受付した後、光明寺最終処分場（一宮市光明寺字寅新田4番地1）へ行ってもらいます。）

(2) 搬入できない物

裏面のとおりです。判断に迷う場合は、必ず事前にご相談ください。

(3) 搬入日時の制限

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8：45～11：30、13：00～16：00に限ります。

※ゴールデンウィーク、お盆、年末年始は混雑するため、平日でもお断りします。

(4) 搬入車両の制限

4t車以下のダンプで搬入してください。その際、車検証を必ずお持ちください。

（ごみの量が少ない場合は、ダンプ以外の車による搬入を認める場合があります。）

問い合わせ先 一宮市奥町字六丁山 52 番地

一宮市環境センター 環境部施設管理課

直通電話 0586-48-5383

<火災ごみの分別>

- ①可燃ごみ ⇒ 焼却施設（環境センター内）行き
- ・紙類、衣類、ふとん
 - ・グラスウール、防水シート（2m四方以内）
 - ・竹（長さ2m以内、壁土とは分離すること）
- ②可燃ごみ ⇒ リサイクルセンター（環境センター内）行き
- ・材木類（長さ2m以内、太さ15cm以内、ボルトや太い釘は抜くこと）
 - ・建具、家具類
- ③不燃ごみ ⇒ リサイクルセンター（環境センター内）行き
- ・電化製品
 - ・プラスチック類
- ④不燃ごみ ⇒ 光明寺最終処分場行き
- ・壁土、割れた瓦、灰、サイディング、プラスターボード類
 - ・濡れた畳、ガラス類、陶器類

<搬入できない物>

燃えてない物

- ・建物の燃えてない部分、地下埋設部分、浄化槽、液体、土
- ・燃えてないが消火活動により濡れた家財道具（有料であれば搬入可） など

鉄くず等金属類

- ・電化製品等で完全燃焼して金属だけが残った物 など

コンクリート類

- ・建物の基礎部分、マンションのコンクリート部分 など

アスベストが含まれている物

- ・アスベストが含まれている壁材や屋根 など

危険物及び処理困難物

- ・フロンを使用した製品、毒物・劇薬・農薬、ガスボンベ類、バッテリー、タイヤ、耐火金庫、ピアノ、農業用機械、オートバイ、原動機付自転車、消火器、太陽光発電機、岩石類 など